

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	汚染土壌処理業の変更許可		
根拠法令及び条項	土壌汚染対策法第23条第1項		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	<b>【内容】</b> (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) ・土壌汚染対策法第23条第1条、第2条、第3条及び第4条 ・汚染土壌処理業に関する省令 第8条及び第9条 以上は、別紙のとおり。		
審査基準 設定年月日	平成26年12月19日	審査基準 最終変更年月日	平成26年12月19日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(請求があった日の翌日から起算して55日以内) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	平成26年12月19日	標準処理期間 最終変更年月日	平成26年12月19日
所管部署	環境部 環境保全課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

(別紙)

## 土壤汚染対策法

**第二十三条** 汚染土壌処理業者は、当該許可に係る前条第二項第三号又は第四号に掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

- 2 前条第三項の規定は、前項の許可について準用する。
- 3 汚染土壌処理業者は、第一項ただし書の環境省令で定める軽微な変更をしたとき、又は前条第二項第一号に掲げる事項その他環境省令で定める事項に変更があったときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 汚染土壌処理業者は、その汚染土壌の処理の事業の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止し、又は休止した当該汚染土壌の処理の事業を再開しようとするときは、環境省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない

## 汚染土壌処理業に関する省令

**第八条** [法第二十三条第一項](#) の変更の許可の申請は、次に掲げる事項を記載した様式第二による申請書（次項において「変更申請書」という。）を提出して行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 汚染土壌処理施設に係る事業場の名称
- 三 汚染土壌処理施設の設置の場所
- 四 許可の年月日及び許可番号

五 変更の内容

六 変更の理由

七 変更のための工事を行う場合にあつては、当該工事の着工予定年月日及び当該工事後の汚染土壌処理施設の使用開始予定年月日

2 変更申請書には、[法第二十二條第二項第三号](#) 又は[第四号](#) に掲げる事項の変更が[第二條第二項](#) 各号に掲げる書類及び図面の変更を伴う場合にあつては、当該変更後の書類及び図面をそれぞれ添付するものとする。

**第九條** [法第二十三條第一項](#) ただし書の環境省令で定める軽微な変更は、[法第二十二條第二項](#) の申請書に記載した処理能力（当該処理能力について[法第二十三條第一項](#) の許可を受けたときは、変更後のもの）の減少であつて、当該減少の割合が十パーセント未満であるものとする。